

議案第10号関連資料

明石市財産区立会館条例の一部改正について

1 改正の概要

現在、3館ある財産区立会館のうち、明石市西脇村財産区立西脇会館を耐震性不足により取壊すため、同会館を廃止することにつき、明石市財産区立会館条例から当該会館の規定を削除しようとするものです。

2 会館の位置及び建物の構造等

施設の名称	所 在	構造及び面積
西脇会館	明石市大久保町西脇 408番地の1	鉄筋コンクリート 陸屋根 2階建 延床面積 242.13㎡

3 会館廃止の理由

当該会館については、令和3年度に実施した耐震診断の結果、耐震性が著しく不足しており、耐震補強工事も出来ない建物であることがわかりました。

そこで、今後の会館の在り方について西脇村財産区及び地元自治会である西脇自治会と協議を重ねた結果、現在の会館を取壊し、新たに地域住民のコミュニティ活動拠点として西脇自治会が管理運営を行う自治会館を同じ場所に建築する、という結論に至りました。そのため、当該会館を廃止するものです。

4 過去に財産区立会館を取壊し、自治会館を建てた事例

財産区名	会館名	建築年月日	廃止年月日
大久保町	大久保町会館	昭和42年5月1日	平成4年1月1日
大蔵谷村	太寺会館	昭和38年10月	平成11年4月1日
中尾村	中尾会館	昭和34年	平成12年1月1日
藤江村	藤江会館	昭和37年6月30日	平成12年5月31日
大蔵谷村	大蔵会館	昭和34年	平成14年6月1日
福田村	福田会館	昭和43年3月30日	平成17年1月1日

5 施行時期

公布の日

(参考資料) 位置図

